

時事新報

第千二百三十六號
明治廿一年十二月十二日
西曆一千八百八十八年

時事新報代金の早達便
本社は増新報代金の早達便を謀り内國通運會社と特約を結びたるに就き左記の地方より御拂入れの新聞代金は同會社の貨幣早速便に御依託相成候得ば特別に左の運賃より二割を引き且つ無配運賃にて送達可致候

Table with 3 columns: Location (東京, 大阪, etc.), Amount (五圓, 十圓, etc.), and Agency (時事新報社, etc.).

政談の品格

凡そ此世に生ずる人間は其身の關係種々様々なる中にも政治上の關係は身と通切あるものはなるべし第一に納税兵役の關係の如きは國民一般の義務として何人も免れざる可らざるも勿論されども若し此義務を外しては工業あり商業あり農業あり其職業の何たるに論ずるも之に従事する者は一國民として政治上の關係あるはなし既し關係ある以上は又その利害得失に就て夫々の思慮分別あるべきも勿論にして之を名けて人民の政治思想と稱す蓋し多數の人民中には何の考もなく唯納税兵役の義務を盡すを以て足れりとして更其以上の事に思ひ至らざるものも固より多からんされども智識少し進みたる人民に至りては政治の思想なきを得ずして其思想の外に發したるもの即ち政談と爲るものと云ふべし世に政談の喧しきは人民に政治思想の盛衰を先にして其智識進歩の結果であるが故に感ふ可きに非ざる可きなり

況を察するに國會の開設も既近寄りたるに就きその準備も忙はしきは官と民と別なく公に私に政黨を組織し政友を募集するも政治社會の有様は一層その盛を増したるが如し左れば都鄙に或る處に政談の流行を見るは當然の事にして今後もの有様は一年に益々繁昌に赴く事あらん我輩は此有様を見て敢て驚くものにあらず又大喜ぶものにもあらざれども唯國の爲めに謀り其政談の品格をして高尚ならしめんと欲するのみ政を談ずるは猶ほ劇を談ずるが如し劇場の看客悉く劇に通ずるものならざらざら又其技に熟するものならざら然れども所謂看客なるものに至りては其評、常に微妙の極に入り時に當場の老練をして感服せしむるとありと云ふ今夫れ世の政を談ずる者は必しも身親ら政局を當るの心掛あるものにあらず或は時々の流行を雷同して談ずるものもあらん、或は粹興發達の一時として物數寄に談ずるものもあらん、或は憂世憤時の一途發して政談となるものもあらん、又或は一身利名心より之を事とするものもあらん、其目的心事は何れにしても之を外に發する以上は即ち政談にして人民政治上の智識の如何を代表するものなれば其品格の高尚にして聞く者も感服し言ふ者も其言を重んずるものと政談の本意と云ふべければ我輩は政談の盛衰と共に其品格の高尚をらん事を祈るものなり

報

幼冲の練兵
獨逸の故老ホウヘルム第一世の晩年は帝の老衰せる故や向武の國風往時に異るるものと云はば云ひながら今日の如く甚しからざる所あり續いてフリードリヒ第三世の治世は病中僅か數箇月あれば評するに足らずと雖も帝の文を崇ぶの氣風は自ら國內の事物を支配したるものも如し然るる今帝ウイヘルム第二世の即位以來は國の元氣たる尙武の氣風は一層の勃發を加へたる趣あり其證として最も見易き例を挙げんは太子フリードリヒウイヘルム親王六歳を始めとしてクリスチヤンカール親王五歳アデバート親王四歳の三皇子は未だ東西の方角さへ知るや知らずのあと氣なき最も幼冲の齡なるにも拘はらず帝は早くも既武邊の教育に注意し膝下近く在らせし帝及び皇后の慈愛の熱情に妨げられ受子の不爲なるべしとて伯林より十二時間を費さしければ達する能はざる程の遠方オベルホフへ遣ひ三名の武官に任せて日々軍の軍引と軍はしむる其有様、稽古場又は大砲二門を備へたる鐘頭後を築き百ヤード計りを離れて露露あり此稽古場に於て皇子は三人共一様軍服を著け長靴を履き剣を佩びて武官三名の守役(内一名は騎馬二名は徒歩)が號令するに従ひ一人は太鼓を打ち二人は劍を肩にして進退するを常とし四歳の皇子に附添ふ保衛兵は遙か離れた所に控へて時の來るを待ち云はば遊樂半分稽古半の教育あり其他身邊總べて武勇の心を養つするものみなれば太子は僅か六歳されども能く兵士に慣れ最も軍事の談を開くこと好むと云ふ

塞中及び暑中の休暇
師範高等及び中學校のふじは暫く措き七歳以上十三歳までの小供の入るべき諸小學校にては日曜祭日の外に一年兩度の長休みあり一日暑中休暇にして其の一は塞中休暇あり暑中休暇と云ふは只暑中に對したる名目にして實際寒氣厳しきが故に休暇を與ふると云ふには非ずして年晚歳首は一年の中最も忙しき師走を越えて最も餘けき正月に移る間合なれば學校も出づる心もせざるものに付き十二月二十七日より明け一月七日まで休暇を與ふるも過ぎざれども暑中休暇の起元は全く文字の通り夏日暑氣の烈しき連日讀書の業を習ふに堪へざる可しとの意味に出でたるものあらん去我國一般の時より見るに眞實暑中に休暇せざる可らざるほどのものとなく假令百萬已むを得ざる土地にても五六十日の久しきに渉るべき閉校には及ばざる可し其要なきに永く休暇して閉校するときは往々小學生徒の進歩を妨ぐる事情なきに非ざれば全く暑中休暇を履せざるまでも短縮しては如何

至ては一般人民
て各町村より集
無頼若く似ざる
は聞らざりし
演説會を催は
と亦く縣下一
又以前同縣下の
は之に伴隨する
は言はば商業
治思想に至ては
却て反對の勢力
に奔走する事一
は銀行役員如
和歌山縣の政況
淡にして近來絶
の如き者を組織
縣議員選舉の
唯一時止すま
あらず唯伊那郡
奥派(或は兒玉
争は稍々眼覺し
種々の事業を着
に紀陽新聞は西
日々新聞は兒玉
又兒玉派にては
論見あるよし後
るものは此二派
案の半數中に
に勢力ある紳士
み其徒腕を振は
人々は皆非歐派
運動を試みざり
運動を爲し世人
那智溪の落る邊
那智溪の落る邊
○地方官
佐藤
○地方官
佐藤
○地方官
佐藤
○地方官
佐藤
○地方官
佐藤